

7 悪臭関係

7-(1) 悪臭防止法に基づく規制地域及び規制基準（令和7年3月末現在）

① 敷地境界における規制基準

ア 物質濃度

(単位 : ppm)

特定悪臭物質の種類	鹿屋市	奄美市	薩摩川内市			湧水町	長島町
	枕崎市	南九州市				錦江町	大崎町
	阿久根市	伊佐市				中種子町	東串良町
	指宿市	姶良市				和泊町	肝付町
	西之表市	さつま町					南種子町
	垂水市	屋久島町					龍郷町
	曾於市	瀬戸内町					徳之島町
	いちき串木野市	知名町					
	南さつま市						
	志布志市						
A 地域	B 地域	A 地域	B 1 地域	B 2 地域	A 地域	B 地域	
アンモニア	1	2	1	2	1	2	
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.002	0.002	0.004	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06	0.02	0.02	0.06	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05	0.01	0.01	0.05	0.01	0.05
二硫化メチル	0.009	0.03	0.009	0.009	0.03	0.009	0.03
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.005	0.02	0.02	0.005	0.02
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.05	0.1	0.1	0.05	0.1
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.05	0.1	0.1	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.009	0.03	0.03	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.02	0.07	0.07	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.009	0.02	0.02	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.003	0.006	0.006	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4	0.9	4	4	0.9	4
酢酸エチル	3	7	3	7	7	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3	1	3	3	1	3
トルエン	10	30	10	30	30	10	30
スチレン	0.4	0.8	0.4	0.8	0.8	0.4	0.8
キシレン	1	2	1	2	2	1	2
プロピオン酸	0.03	0.07	0.03	0.07	0.07	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.001	0.002	0.002	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.0009	0.002	0.002	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.001	0.004	0.004	0.001	0.004

イ 臭気指数

区分	鹿児島市			出水市 日置市 霧島市	
	A 地域	B 地域	C 地域	A 地域	B 地域
臭気指数	12	15	18	12	15

※ 市の区域については、「第2次一括法」の施行（平成24年4月1日）により、市長が独自に指定を行う。

※ 大崎町の区域については、平成26年4月から権限移譲されたことにより、町長が独自に指定。

※ さつま町の区域については、令和3年4月から権限移譲されたことにより、町長が独自に指定。

※ さつま町の特定悪臭物質の規制については、プロピオンアルデヒドを除く。

② 排出口における規制基準

ア 物質濃度

特定悪臭物質(メチルメルカプタン, 硫化メチル, 二硫化メチル, アセトアルデヒド,

スチレン, プロピオノン酸, ノルマル酪酸, ノルマル吉草酸及びイソ吉草酸を除く。) の種類ごとに①に掲げる規制基準の値を基礎として悪臭防止法施行規則(昭和 47 年総理府令第 39 号)第 3 条に定める方法により算出して得た流量

イ 臭気指数

①に掲げる規制基準の値を基礎として規則第 6 条の 2 に定める方法により算出した臭気排出強度又は臭気指数

③ 排出水中における規制基準

ア 物質濃度

(単位 : mg/L)

特 定 悪 臭 物 質 の 種 類	排出水の量の区分	鹿屋市	奄美市	薩摩川内市		湧水町 錦江町 中種子町 和泊町	長島町 大崎町 東串良町 肝付町 南種子町 龍郷町 徳之島町
		枕崎市	南九州市	伊佐市	姶良市		
メチルメル カプタン	$Q \leq 0.001$	0.03	0.06	0.03	0.06	0.03	0.06
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.007	0.01	0.007	0.01	0.007	0.01
	$0.1 < Q$	0.002	0.003	0.002	0.003	0.002	0.003
硫化水素	$Q \leq 0.001$	0.1	0.3	0.1	0.3	0.1	0.3
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.02	0.07	0.02	0.07	0.02	0.07
	$0.1 < Q$	0.005	0.02	0.005	0.02	0.005	0.02
硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.3	2	0.3	2	0.3	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.07	0.3	0.07	0.3	0.07	0.3
	$0.1 < Q$	0.01	0.07	0.01	0.07	0.01	0.07
二硫化メチル	$Q \leq 0.001$	0.6	2	0.6	2	0.6	2
	$0.001 < Q \leq 0.1$	0.1	0.4	0.1	0.4	0.1	0.4
	$0.1 < Q$	0.03	0.09	0.03	0.09	0.03	0.09

※ Q は工場その他の事業場から敷地外に排出される排出水の量 (m^3/s) を表す。

イ 臭気指数

①に掲げる規制基準の値を基礎として規則第 6 条の 3 に定める方法により算出した臭気指数

※ 市の区域については、「第 2 次一括法」の施行(平成 24 年 4 月 1 日)により、市長は独自に指定を行う。

※ 大崎町の区域については平成 26 年 4 月から、さつま町については令和 3 年 4 月から権限移譲されたことにより、町長が独自に指定。

7-(2) 特定悪臭物質の種類とにおいの特徴

特定悪臭物質名	におい	主な発生源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産事業場, 化製場, し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場, 化製場, し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産事業場, パルプ製造工場, し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場, 化製場, し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場, 化製場, し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産事業場, 化製場, 水産缶詰製造工場等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場, 魚腸骨処理場, タバコ製造工場等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルバニルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソバニルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン	都市ガスのようなにおい	化学工場, F R P 製品製造工場等
キシレン	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場, 染色工場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場, 化製場, でんぶん工場等
ノルマル吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場, 化製場, でんぶん工場等
イソ吉草酸	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場, 化製場, でんぶん工場等

7-(3) 県公害防止条例に基づく特定施設及び規制基準

① 特定施設（県公害防止条例施行規則第5条）

番号	用途区分	施設名
1	獣畜、魚介類又は鳥類の臓器、骨皮、羽毛等を原料とする飼料又は肥料の製造の用に供するもの	(1)原料置場 (2)蒸解施設 (3)乾燥施設
2	菌体かす又はでん粉かすを原料として飼料又は肥料等の製造の用に供するもの	(1)原料置場 (2)乾燥施設
3	パルプ又は紙製造の用に供するもの	(1)蒸解がま (2)薬液回収施設
4	鶏糞乾燥を業とする者が用いるもの	鶏糞乾燥施設
5	でん粉製造の用に供するもの	かすだめ

② 規制基準（県公害防止条例施行規則第7条）

番号	区分	構造等に関する基準
1	番号1及び番号2の項に掲げる施設	次の各号に該当すること (1)工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)原材料及び製品等は、悪臭が漏れにくい密封された施設に貯蔵すること。 (3)施設は、密閉構造とし、燃焼法、吸収法若しくは洗浄法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
2	番号3の項に掲げる施設	次の各号に該当すること (1)工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)施設は、密閉構造とし、燃焼法若しくは洗浄法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
3	番号4の項に掲げる施設	次の各号に該当すること (1)工場等は、悪臭が漏れにくい構造の建物とすること。 (2)原材料及び製品等は、悪臭が漏れにくい容器に収納し、又はカバーで覆う等の措置を講ずること。 (3)施設は、密閉構造とし、燃焼法若しくは土壤酸化法又はこれと同等以上の脱臭効果を有する方法で処理すること。
4	番号5の項に掲げる施設	次の各号に該当すること (1)かすが外部に流れ出ないように、囲いを設けること。 (2)悪臭が外部に漏れないように、カバーで覆う等の措置を講ずること。